

北上市告示甲第2号

令和8年度北上市キャッシュレス決済推進事業実施要綱を次のように定める。

令和8年2月3日

北上市長 八重樫 浩 文

令和8年度北上市キャッシュレス決済推進事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、キャッシュレス決済推進事業（以下「推進事業」という。）を実施することにより、物価高騰の影響を受けた消費者の消費喚起を促し、市内事業者の経営を支援し市内経済の活性化を図るとともに、キャッシュレス決済を推進することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャッシュレス決済 金銭の支払いに繰り返し利用できるQRコード決済、バーコード決済その他の電子的な決済手段であって、貨幣の授受が直接生じないものをいう。
- (2) 消費者還元 加盟店においてキャッシュレス決済により支払いを行った消費者に対し、当該決済した金額の一部を電子マネー（金銭に代えて電子機器その他の物に記録された情報（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第5項に定める第三者型前払式支払手段その他これらに類する方法により、電子的方法をもって記録された情報をいう。）であって、金銭的価値を持つものをいう。）で還元することをいう。
- (3) 決済事業者 キャッシュレス決済のサービス（以下「キャッシュレス決済サービス」という。）を消費者に提供し、事業者から推進事業への参加申請を受け付けて加盟店として登録を行い、及び消費者還元を行う事業者をいう。
- (4) 加盟店 市内に店舗又は事業所を有し、推進事業に参加する事業者であって、次の業種に該当するものとする。ただし、法人にあつては、市内に本社又は本店を有する者に限る。
 - ア 運輸業（道路旅客運送業に限る。）
 - イ 小売業（総合スーパー、専門スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター及び調剤薬局を除く。）
 - ウ 飲食サービス業（飲食店及び持帰り・配達飲食サービス業に限る。）

エ 娯楽業・生活関連サービス業（娯楽業にあつては、スポーツ施設提供業及びカラオケボックス業に限る。）

オ 宿泊業（中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条に規定する旅館業に該当するものであつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行っていないものに限る。）

カ その他市長が認める者

（消費者還元の割合等）

第3 消費者還元は、消費者が行うキャッシュレス決済につき、当該キャッシュレス決済金額の2割以内相当とする。

2 消費者還元の上限は、消費者が保有するキャッシュレス決済サービスのアカウントごとに、1回の決済当たり5,000円相当かつ実施期間を通じて10,000円相当とする。

（推進事業の実施期間）

第4 推進事業の実施の期間は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間の連続する30日以内とする。

（推進事業の実施）

第5 推進事業は、市長が決済事業者及び当該決済事業者が行うキャッシュレス決済サービスを指定して実施する。

2 消費者還元に対応する費用は、市が負担するものとする。

（キャッシュレス決済サービス規約の遵守）

第6 推進事業に参加する加盟店及び消費者は、決済事業者が定める決済サービスの利用規約その他の規定を遵守しなければならない。

（事業の委託）

第7 市長は、必要があると認めるときは、適当と認める者に推進事業の実施を委託することができる。

（補則）

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。